平成２３年（フ）第４７７５号
大阪市此花区伝法３丁目14番２―406号
破産者　野田　益男
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８３号
大阪市淀川区三国本町３丁目８番５―608号
破産者　トリイ商会こと　鳥居　周嗣
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３２号
大阪市平野区瓜破１丁目１番37―405号
破産者　岡田　隆幸
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８５２号
大阪市北区長柄東１丁目４番25―702号、前住所大阪府箕面市如意谷２丁目２番12号
破産者　姫野洋一郎
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７８号
大阪府東大阪市近江堂１丁目８番６号
破産者　共栄興業こと斉藤広信こと　齋藤　廣信
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７９号
大阪府東大阪市近江堂１丁目８番６号
破産者　齋藤　陽子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９１０号
大阪府寝屋川市御幸東町37番３号
破産者　佐野　忠秀
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４７号
堺市北区東雲東町２丁１番５―605号
破産者　平山　京子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８３１号
堺市堺区中之町東２丁１番27号
破産者　道脇　　貢
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
徳島県阿波市阿波町谷島北14番地１
破産者　藤本　安男
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷1060番地　パシフィックコースト大刀洗Ｂ―202
破産者　島本　　誠
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３５号
沖縄県那覇市首里寒川町１丁目30番地５
破産者　東恩納寛順
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２７０号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目19番26号
破産者　當眞真知子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１８号
福島県郡山市大槻町字三ッ坦８番地の14
破産者　酒井　　修
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
福島県いわき市江名字南町75番地
破産者　近藤　哲弥
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４１号
埼玉県さいたま市岩槻区西町５丁目６番15―202号
破産者　中村　文男
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１６２号
茨城県坂東市半谷785番地２
破産者　霜田　　昭
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８８号
埼玉県本庄市小島２丁目14番16号　Ｋフラット２―202
破産者　福田　　敦
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２８１号
埼玉県東松山市山崎町８番地34
破産者　永井　　守
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部